

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和8年3月18日(水) 13:30～
- 場 所 教育委員会会議室
- 出席者 今 西 教育長 山 本 教育総務局長
柳 川 委 員 吉 田 生涯学習局長
山 中 委 員 藤 田 学校教育局長
上 田 委 員 岡 本 総務課課長
多 田 委 員 坂 口 福利厚生室長
木 村 委 員 三 木 教育政策課長
井 上 教職員課長
岩 井 人権教育推進課長
西 川 生涯学習課長
関 本 文化遺産課長
藤 下 県立学校教育課副課長
津 村 特別支援教育課長
中 井 義務教育課長
金 澤 夜間中学設置準備室長
中 谷 健康体育課長
武 田 高校総体推進室長
窪 田 教育支援課長
福 田 教育センター学びの丘所長
本 岡 紀北教育事務所長
平 総務課主幹
小 川 総務課主査

1 開会

○教育長 ただ今から、教育委員会3月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第86号から第88号、及び第91号から第93号については任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関するこのため、議案第89号、第90号及びその他は公開することによって、教育行政の公正、又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第86号から第93号及びその他については、非公開とする。については、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後とする。

2 前回会議録の承認

令和8年2月18日(水)の定例会会議録について、承認した。

3 付議事項

議案第64号

和歌山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則について

議案第65号

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則を廃止する規則について

議案第66号

和歌山県教育庁等文書規程の一部を改正する訓令について

○教育長 「和歌山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則」「和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則を廃止する規則」「和歌山県教育庁等文書規程の一部を改正する訓令」について、一括して説明願いたい。

○総務課長 第64号については公益信託制度についての規則である。公益信託制度というのは、公益財団法人を作らずに遺贈や遺言によって公益のために財産を信託したい方が信託会社等受託者に対して信託をしたうえで、例えば奨学金の支給等にそのお金を使うことができる制度である。この規則法律ができた後に公益財団法等々ができ、そちらのほうが使い勝手がよく、実際に全国で400件ぐらいしか使われていない。和歌山県では昭和の時代から含めて1件もない状況である。使い勝手が悪い部分の一つとして、それぞれの所管省庁が審査を行う際に、審査基準があいまいで統一されていないということがあった。それを今回是正すると

ということで各都道府県では、県が一本化して審査をする制度に切り替わるため、今回和歌山県では知事部局の県民生活課が所管することになった。伴って、教育委員会で所管する案件がなくなるのでそのもととなる規則を廃止したい。第 65 号については、それに関連する書類の管理を電子でできるようにしている規則なので、この公益信託の管理規則がなくなるのと併せて電子で書類を保管する制度をなくすという形で、第 64 号、第 65 号併せて廃止するための規則を今回作るという内容である。第 66 号については完結文書の保存期間を延長する規則である。公文書については保存期間が定められており、本来であれば保存期間が経過すれば廃棄するが、個人情報保護に係る開示請求があった場合そこから 1 年間は残しておかなければならないという規則がある。それが今までは情報公開制度の部分だけに限っていたが個人情報の開示についても請求があつてから 1 年間はやっぱり残しておかなければいけないなということで、今回の規則改正において個人情報保護に係る開示請求があつた場合、そこから 1 年間公文書を残すための改正を行うものである。以上ご審議を願う。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか

(異議なしの声)

○教育長 議案第 64 号から議案第 66 号については、原案のとおり決定する。

議案第 67 号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部改正について

議案第 68 号

市町村立学校職員の給与に関する規則について

議案第 69 号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則について

議案第 70 号

市町村立学校職員の初任給調整手当に関する規則について

議案第 71 号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則について

議案第 72 号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則について

議案第 73 号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則について

○教育長 「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部改正」「市町村立学校職員の給与に関する規則」「市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」「市町村立学校職員の初任給調整手当に関する規則」「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則」「教育職員の特殊勤務手当に関する規則」「へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則」について、一括して説明願いたい。

○教職員課長 議案第 67 号については、国の人事院規則で非常勤職員の勤務時間

および休暇の一部が改正されたことに伴い、県でいうと会計年度任用職員の無給の育児時間の特別休暇を有給とするものである。次に議案第 68 号は、人事院規則の改正に基づき扶養手当について、18 歳から 22 歳の扶養親族の所得制限額を 130 万円から 150 万円に引き上げるものである。議案第 69 号は学校栄養職員の給与を査定する際、従来経験年数は資格取得後の年数で計算していたが、知事部局において、栄養士などの医療職の給与査定時に資格取得前の経験も計算されるように改正されるため、同様に取り扱えるよう人事委員会の「別段の定め」を規則に追加する。議案第 70 号は市町村立学校職員の初任給が、地域別最低賃金を下回った場合にこの第二種初任給調整手当をもって、給与水準を確保するために新設されたものである。支給期間や支給額等を定める他、所要の改正を行いたい。議案第 71 号は駐車場に係る通勤手当の新設に伴う規定の整備や、通勤手当に係る距離など段階区分別の手当額を定め、65 キロ以上から 100 キロ以上までの区分を新設する。議案第 72 号については夜間学級手当を新設したことに伴い、この手当の月額の方法や支給条件などについて規定する。議案第 73 号についてはへき地等学校の給地指定時期をおおむね 6 年から変更して、適時適切に行えるようにする。また、統廃合等によるへき地学校の指定を変更するものである。以上ご審議を願う。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか

(異議なしの声)

○教育長 議案第 67 号から議案第 73 号については、原案のとおり決定する。

議案第 74 号

和歌山県教育庁組織規則の一部改正について

議案第 75 号

和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部改正について

議案第 76 号

和歌山県教育庁処務規程の一部改正について

議案第 77 号

事務専決規程の一部改正について

議案第 78 号

教育センター学びの丘教育相談室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部改正について

議案第 79 号

学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正について

議案第 80 号

和歌山県教育庁等職員賞罰審査委員会規程の一部改正について

議案第 81 号

県立学校処務規程の一部改正について

○教育長 「和歌山県教育庁組織規則の一部改正」「和歌山県教育庁等の職員の職の設置に関する規則の一部改正」「和歌山県教育庁処務規程の一部改正」「事務専決規程の一部改正」「教育センター学びの丘教育相談室長の事務決裁等の特別取扱規

程の一部改正」「学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正」「和歌山県教育庁等職員賞罰審査委員会規程の一部改正」「県立学校処務規程の一部改正」について、一括して説明願いたい。

○**教職員課長** 内容的にはほぼ組織改正に関するものである。議案第74号から議案第76号、とんで議案第80号については、今回の事務局の組織改正に伴う夜間中学設置準備室の廃止や、所掌事務についての細かい変更についてである。議案第77号、78号は組織規則の所掌事務の改正に伴って、各課長の専決事項の変更や、専決にフレックスタイム制度による承認を追加し、介護休暇についても期間に関わらず、所属長室長の専決事項とするほか、所要の改正を行うものである。議案第79号は県立学校職員の介護休暇の取得について、期間に関わらず教育長の承認だったものをひと月までは所属長の承認とし、また学校以外の教育機関の職員の病休等についても、所属長が承認できる期間を2週間未満とするものである。議案第81号については新宮高校と新翔高校の統合に伴い、新宮高校新翔校舎に昼の定時制が新たに設置されるため、教頭の専決事項を新たに制定する。以上ご審議を願う。

○**教育長** これについて、御意見、御質問等はないか

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第74号から議案第81号については、原案のとおり決定する。

議案第82号

和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料の改正について

○**教育長** 「和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料の改正」について、説明願いたい。

○**生涯学習課長** 議案第82号について説明する。改正の要旨については物価高騰による維持管理費の増加等に伴い、附属設備の使用料を改正する。また実態に即したものにするため故障等により使用できない付属設備等の削除等を改正で行うものである。改定額については財政課と協議の上、改定前の単価に1.1、和歌山市における消費者物価指数をもとに決定した額を乗じた額とし、使用料が百円単位であれば十円未満を、千円単位であれば百円未満を切り捨てた額とする。グランドピアノについては、他館でも同じ型番のピアノを使用していることから今回料金を据え置きしている。改定後の使用料についても近隣ホールとの平均額と金額がかけ離れていないことを確認している。以上ご審議を願う。

○**教育長** 物価もどんどん上がっているが、これは毎年行うのか。

○**生涯学習課長** 毎年ではない。その時の状況で。

○**木村委員** 例えば3月中に4月の予約をした場合、価格は改定後の価格になるのか。

○生涯学習課長 施行日の令和 8 年 4 月 1 日時点から料金改定となるため予約を早くされていて 4 月以降は改定後の価格となる。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第 8 2 号については、原案のとおり決定する。

議案第 8 3 号

和歌山県指定文化財の新規指定及び解除等について

○教育長 「和歌山県指定文化財の新規指定及び解除等」について、説明願いたい。

○文化遺産課長 議案第 8 3 号について説明する。令和 8 年 2 月 26 日に和歌山県文化財保護審議会が開催され、和歌山県の指定文化財に新規指定等することについて答申が出された。答申が出されたものは有形文化財の絵画が一つ。それから民俗文化財の無形民俗文化財御坊祭というものが一つ。それから、保持者を追加認定する無形文化財が一つ。それから指定解除する天然記念物が 1 件である。絵画の有形文化財、紙本墨画朝顔に蛙図、長沢芦雪筆、襖貼付 6 面については、長沢芦雪が 1787 年の 2 月の 12 日から 15 日にかけて、高山寺に滞在して本作を作成したということが調査からわかっている。この作品については作られた年代がはっきりしていること、それから芦雪の作品中経緯などが明らかになったという部分において基準作例として希少であるということ、それから芦雪ならではの大胆な構図と確かな技量そして面白みを十分に発揮した優品であるということから、県指定文化財の有形文化財に指定して保護を図るべきだという答申が出ている。それから無形民俗文化財の御坊祭でありますけれども、御坊祭は御坊市藺に所在する小竹八幡神社の祭礼である。毎年 10 月 4 日と 5 日にこの祭りが行われる。この祭りについては御坊市その周辺でも同じような祭りが実施されているが、この御坊祭はその中でも最大規模を誇る。御坊祭の中で、芸能やし物が祭礼として営まれるが、その出し物の内容等が御坊の地域の歴史を表していたり、それから生業を表していたり、信仰生活等と密接な関係があるということが認められた。御坊市を中心とする日高地域の同種の祭礼は複数、先ほども申し上げたとおり存在するが、最大規模であり、典型をなすものとして和歌山県の指定文化財として保護を図るべきだという答申が出ている。それから無形文化財の関口新心流柔術居合術剣術の保持者の追加認定であるが、関口新心流柔術居合術剣術は紀州藩にゆかりの深い由緒ある物として価値を有しておりこの武術自体は和歌山県指定文化財に指定している。現在関口芳夫さんという方が保持者として 1 人、認定を受けております。今般その芳夫さんの息子さんが柔術としてのお代替わり等をそろそろ控えているということもあり、円滑な継承それからこの柔術が後世にもずっと正確に伝わるようにと、保持者の追加認定をするものである。正太郎氏は昭和 50 年に和歌山市に生まれ、正太郎さん自身はお仕事の傍ら、柔術の指導をされているという方である。当然新心流の内容についても全て流儀等を取留しておられ、その流儀の中でも重印可という称号を受けておられる。後継者の育

成にも尽力しており、道場等もご自身で所有している。そのようなことから和歌山県の指定文化財の保持者として追加認定をすべきであるという答申が出ている。それからもう一つ指定を解除するものとして記念物天然記念物の真妻神社のホルトノキの1株。これは、これまで真妻神社の御神木として大切に保護されてきたが突如として、令和6年頃の3月頃に樹木全体が枯れてきたということで、樹木医等に見ていただいたりしたが、樹木医によると植物病原性細菌ファイトプラズマ感染をしたことによるホルトノキ萎黄病の可能性があるとということであった。この病気に対しては確立された根治療法がないことからモニタリングを続けたが、新芽や萌芽枝の形成が見られず、令和7年12月16日に枯死、木が枯れてしまったということが確認された。枯れたことをもって残念だが、指定を解除するものである。以上ご審議を願う。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第83号については、原案のとおり決定する。

議案第84号

和歌山県立高等学校規則の一部改正について

○県立学校教育課副課長 議案第84号について説明する。改正点は大きく4点ある。1点目は貴志川高校人間科学科が令和6年度から募集停止となり、本年3月に最後の学年が卒業したことから、同校から人間科学科を廃止する。2点目に、串本古座高校は、令和6年度から普通科を未来創造学科に改編しており、本年3月に普通科最後の学年が卒業したことから、同校から普通科を廃止する。3点目は新宮高校と新翔高校が来年度から統合することに伴い、新宮高校が新宮高校新宮校舎、新翔高校が新宮高校新翔校舎となる。こうしたことから新宮高校新宮校舎に全日制課程総合学科、通信制課程普通科を追加し、新宮高校新翔校舎に新翔校舎の位置、全日制課程総合学科、定時制課程普通科を追加する。なお現新翔高校は在籍生徒が卒業予定の令和9年度末まで存続する。4点目は規定の文言の整備ということで総合学科をこれまで総合と表記していたが、他の学科は科だけを省略しており、今回他の学科と表記を揃えて総合学とする。以上ご審議を願う。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第84号については、原案のとおり決定する。

議案第85号

和歌山県立近代美術館管理規則の改正について

○教育長 「和歌山県立近代美術館管理規則の改正」について、説明願いたい。

○教育政策課長 議案第85号について説明する。改正の趣旨は組織改正による変更と、それに伴う事務分掌の変更である。以上ご審議を願う。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第85号については、原案のとおり決定する。

4 諸報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

4月23日(木) 教育委員会4月定例会

5月28日(木) 教育委員会5月定例会

<非公開議案>

5 付議事項

議案第86号

令和7年度末公立小・中学校及び義務教育学校管理職人事異動について

紀北教育事務所長から「令和7年度末公立小・中学校及び義務教育学校管理職人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第87号

令和7年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動について

教職員課長から「令和7年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第88号

令和7年度末事務局等職員人事異動について

教職員課長から「令和7年度末事務局等職員人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第89号

令和9年度和歌山県立併設型中学校入学者選考日程について

義務教育課長から「令和9年度和歌山県立併設型中学校入学者選考日程」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第90号

令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程について

県立学校教育課副課長から「令和9年度和歌山県立高等学校入学選抜日程」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第91号

和歌山県教職員健康審査会委員の委嘱について

教職員課長から「和歌山県教職員健康審査会委員の委嘱」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第92号

令和8年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員について

特別支援教育課長から「令和8年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第93号

教職員の処分について

教職員課長から「教職員の処分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

6 その他

令和9年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験について

教職員課長から「令和9年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

令和9年度和歌山県立学校職員採用候補者選考試験について

教職員課長から「令和9年度和歌山県立学校職員採用候補者選考試験」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

7 閉会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので3月定例会を閉会する。
(14:55閉会)